

○太子町広報紙有料広告掲載に関する要領

令和2年4月20日告示第53号

改正

令和6年3月29日告示第54号

太子町広報紙有料広告掲載に関する要領

(広告を掲載できるものの範囲)

第1条 広告を掲載することができるものの範囲は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 町内に事業所又は事務所を有する個人、法人又はその他の団体
- (2) 事業内容に公共性及び公益性があると認める個人、法人又はその他の団体

(広告の規格等)

第2条 広告の規格・掲載料等は次に定めるとおりとする。

- (1) サイズ(縦×横) 46mm×56mm
- (2) 料金 1ヵ月10,000円 6ヵ月54,000円(10%割引)
- (3) 色 二色刷り
- (4) 募集枠 全3枠
- (5) 掲載上限 6ヵ月

(広告掲載の申込み)

第3条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、太子町有料広告掲載申込書に掲載しようとする広告案を添えて、広告掲載希望月の2ヵ月前の初日までに町長に申し込むものとする。

2 同一申込者が申し込める広告は、1月につき1枠限りとする。

(広告掲載の決定)

第4条 町長は、前条に規定する申込みがあったときは、受付順に当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に文書により通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第5条 広告の掲載を可とする決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、町長の指定する期日までに町の発行する納付書により広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第6条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(広告内容等)

第7条 広告の内容及びデザイン等は、町広報紙のイメージを損なうことがないよう、町と広告主が協議の上掲載する。

2 広告原稿にイラスト・写真・ロゴ等を使用する場合は、原則、広告主が版下を提供する。また、広告主において著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合は広告主の負担とする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告掲載期間は1月単位とし、連続する掲載期間は最長6月とする。

(広告主の届出義務)

第9条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載月の前月の初日までに文書で町長へ届け出なければならない。

(1) 掲載内容を変更するとき

(2) 広告掲載を取り下げるとき

前 文(抄) (令和6年3月29日告示第54号)

令和6年4月1日から施行する。